

陳情第2号 現行の健康保険証の存続を求める陳情について(自治体意見書採択に向けた尽力のお願い)

目次	ページ
1. マイナ保険証について .....	2
2. マイナンバー法等の一部改正(令和5年6月9日公布)について .....	3~5
3. マイナ保険証の利用率等について .....	6~8

総 務 部  
市民生活部  
市民健康部

令和6年6月

# マイナンバーカードが健康保険証として利用できます!

※従来の健康保険証が利用できなくなるわけではありません。



**1** マイナンバーカードをカードリーダーに置く  
カードの顔写真を機器で確認します。  
※顔写真は機器に保存されません。

**2** オンラインであなたの医療保険資格を確認!  
マイナンバーカードのICチップにある電子証明書により医療保険の資格をオンラインで確認します。

## 利用申込はカンタン!



ここをクリック!

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、申込が必要です。利用の申込は、マイナポータルやセブン銀行のATMでできます。医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダーでも利用申込できますが、待ち時間短縮のため、事前の申込をお勧めします。

(\*)子育てや介護をはじめとする行政手続の検索やオンライン申請がワンストップできたり、行政からのお知らせを受け取ることができる自分専用のサイトです。



## マイナンバー(12桁の数字)は使いません!



マイナンバーカードの健康保険証利用には、ICチップの中の「電子証明書」を使うため、マイナンバー(12桁の数字)は使われません。医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバーを取り扱うことはありませんし、ご自身の診療情報がマイナンバーと紐づけられることもありません。

ICチップには、受診歴や薬剤情報などの個人情報記録されません。



## どんないいことが? 7つのメリット

### POINT1 より良い医療が可能に!

本人が同意をすれば、初めての医療機関でも、特定健診情報や今までに使った薬剤情報が医師等と共有でき、より適切な医療が受けられるようになります。  
※特定健診情報の閲覧は、医療保険者によって開始時期が異なります。  
※薬剤情報は2021年10月開始(予定)。



### POINT2 自身の健康管理に役立つ!

マイナポータルで、2021年10月までに、自分の特定健診情報を順次閲覧できるようになり、2021年10月(予定)から自分の薬剤情報を閲覧できるようになります。  
※特定健診情報の閲覧は、医療保険者によって開始時期が異なります。



### POINT3 オンラインで医療費控除がより簡単に!

マイナポータルで、2021年11月(予定)から自分の医療費通知情報が閲覧できるようになります。  
また、2021年分所得税の確定申告から、医療費控除の手続で、マイナポータルを通じて医療費通知情報の自動入力が可能となります。



### POINT4 手続きなしで限度額を超える一時的な支払が不要に!

限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。  
※自治体独自の医療費助成等については、書類の持参が必要です。



### POINT5 医療保険の資格確認がスムーズに!

カードリーダーで顔写真を確認すれば、スムーズに医療保険の資格確認ができ、医療機関や薬局の受け付けにおける事務処理の効率化が期待できます。



### POINT6 医療費の事務コストの削減!

医療保険の請求誤り等が減少することから、医療保険者等の事務処理コストが削減でき、持続可能な制度運営につながる見込みです。



### POINT7 健康保険証としてずっと使える!

就職や転職、引越をしても、マイナンバーカードを健康保険証としてずっと使うことができます。医療保険者が変わる場合は、加入の届出が引き続き必要です。



## 2. マイナンバー法等の一部改正(令和5年6月9日公布)について

### (1) 法改正の概要・施行期日について

#### 【法改正の概要】

(ア) 健康保険証を廃止するとともに、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある者(※1)が必要な保険診療等を受けられるよう、当該者からの求めに応じ、各医療保険者等は、医療機関等を受診する際の資格確認のための「資格確認書」を、書面又は電磁的方法により提供することとする。

(※1) マイナンバーカードを紛失した・更新中の者、介護が必要な高齢者やこどもなどマイナンバーカードを取得していない者、ベビーシッターなどの第三者が本人に同行して本人の資格確認を補助する必要がある場合など

(※2) 資格確認書の有効期間は、5年を限度として、各保険者が設定することとする。様式は国が定める。

(※3) 保険者が必要と認めるときは、本人からの申請によらず資格確認書を交付できる。

(イ) 発行済みの健康保険証は、改正法施行後1年間(先に有効期間が到来する場合は有効期間まで)有効とみなす経過措置を設ける。

#### 【施行期日】

令和6年12月2日

現行の健康保険証の発行については、令和6年12月2日より終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行。

## (2) 資格確認書の取扱いについて

第166回社会保障審議会  
医療保険部会（令和5年8月24日）  
資料2

### 令和6年秋の健康保険証廃止以降の資格確認書の取扱い

- 当分の間、マイナ保険証を保有していない方全てに資格確認書を申請によらず交付  
⇒ 加入者全員にマイナ保険証又は資格確認書を交付
- 資格確認書の有効期間は5年以内で保険者が設定（更新あり）

#### < 従前の方針案と課題 >

#### < 対応案 >

#### 対象者・交付方法

- 原則、本人の申請に基づき交付  
※現在は、加入者全員に保険証を交付
- 要介護高齢者、障害者等の要配慮者が支援者による支援を受けて受診する際、マイナ保険証での受診が難しい場合がある



- 当分の間、**マイナ保険証を保有していない方全てに申請によらず交付**  
⇒ **加入者全員にマイナ保険証又は資格確認書**を交付
- マイナ保険証を保有していても申請により資格確認書が交付された要配慮者について、継続的に必要と見込まれる場合には、更新時に申請によらず交付
- 一度登録した後も、マイナ保険証の利用登録の**解除を可能**とし、資格確認書を交付

#### 有効期間等

- 1年間を上限
  - ・保険者の実務への影響大（現行の保険証）  
被用者保険：原則有効期間なし  
地域保険：2年の保険者もあり
  - ・被保険者の更新手続き負担大  
（要介護高齢者、障害者含め毎年手続発生）



- 現行の保険証の発行実務等（被用者保険の平均加入期間等）を踏まえつつ、不正使用等を防止  
⇒ **5年以内**で保険者が設定（更新あり）
- 様式も、現行の実務・システムを活用  
⇒ サイズ：カード型（はがき型を含む）  
材質：紙、プラスチック

32

### (3) 有効とみなす経過措置について

#### 参考：発行済の健康保険証の取扱いについて マイナンバー法等の一部改正法

- 発行済みの健康保険証については、健康保険証廃止後、1年間（有効期間が先に到来する場合は有効期間までの間）、有効とみなす経過措置を設けている。

公布日：令和5年6月9日

施行日：公布日から1年6月以内の政令で定める日

廃止から最長1年間有効

施行日  
(令和6年12月2日)

施行日から1年目の前日まで  
(令和7年12月1日)

国保の保険証の有効期間は1年又は2年  
後期高齢者医療の保険証の有効期間は1年\*

【令和6年8月発行の例】



保険証

8月

長崎市の場合  
発行時の有効期間が1年の場合 → 令和7年7月末まで  
有効期間を令和7年12月まで延長して発行した場合

【令和6年6月発行の例】



保険証

6月

発行時の有効期間が2年の場合 ⇒ 令和7年12月1日まで

被用者保険の保険証は  
有効期間の設定がない



保険証

有効期間の設定がない場合 ⇒ 令和7年12月1日まで

(注) 短期被保険者証、被保険者資格証明書も同様とする

※一部の後期高齢者医療広域連合では、2年

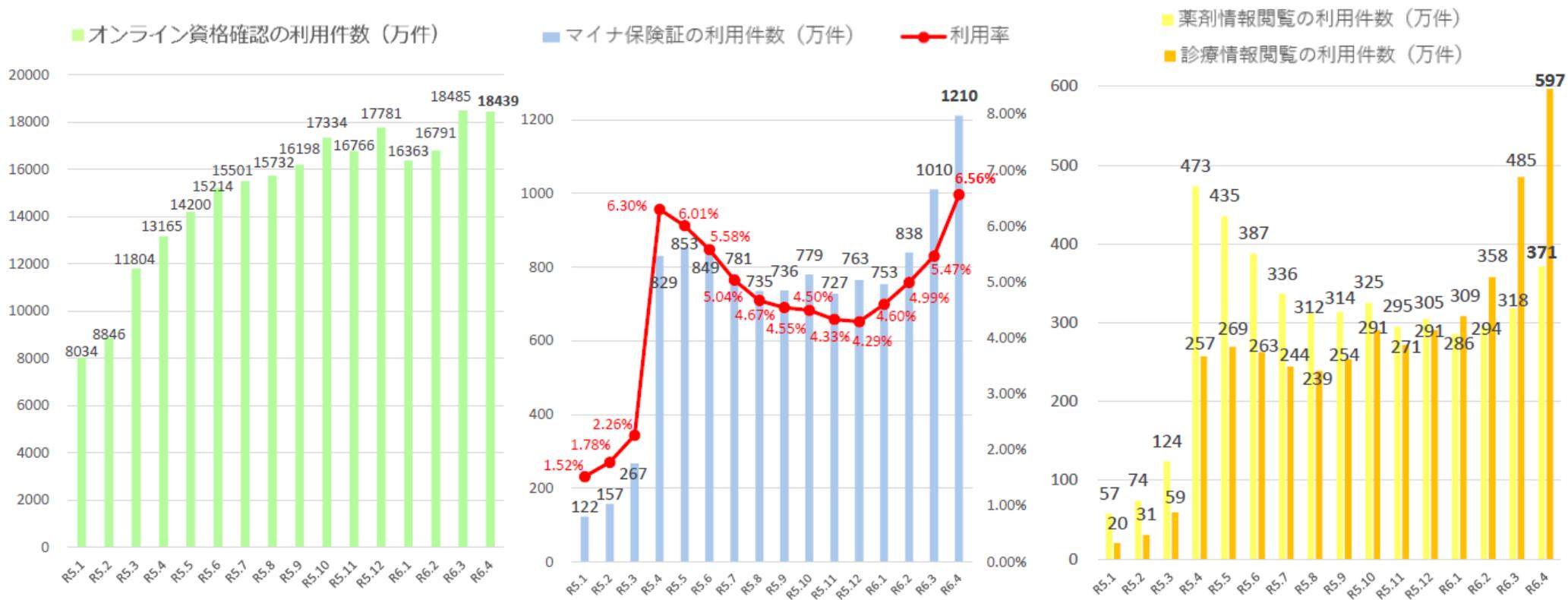
### 3. マイナ保険証の利用率等について

#### (1) 全国の状況

令和6年5月 厚生労働省資料

## オンライン資格確認の利用状況

※利用率=マイナ保険証利用件数/オンライン資格確認利用件数



# オンライン資格確認 マイナ保険証の利用実績 (都道府県別の医療機関・薬局での利用 (令和6年4月))

○ 都道府県別のマイナ保険証の利用率 (令和6年4月) は以下のとおり。

※黄色 = 上位5県 灰色 = 下位5県

都道府県名	利用率
北海道	7.13% (+1.42%)
青森県	4.60% (+1.00%)
岩手県	8.10% (+1.06%)
宮城県	6.10% (+0.94%)
秋田県	5.46% (+1.09%)
山形県	6.91% (+1.35%)
福島県	8.96% (+1.49%)
茨城県	8.14% (+1.25%)
栃木県	8.10% (+1.59%)
群馬県	7.51% (+1.29%)
埼玉県	6.01% (+1.04%)
千葉県	7.12% (+1.23%)
東京都	6.29% (+0.99%)
神奈川県	6.20% (+0.95%)
全国	6.56% (+1.09%)

都道府県名	利用率
新潟県	9.24% (+1.83%)
富山県	10.45% (+2.29%)
石川県	10.15% (+1.84%)
福井県	9.95% (+1.37%)
山梨県	5.57% (+0.94%)
長野県	5.51% (+0.92%)
岐阜県	5.97% (+1.10%)
静岡県	7.28% (+1.44%)
愛知県	4.81% (+0.83%)
三重県	6.11% (+0.82%)
滋賀県	7.06% (+0.93%)
京都府	7.06% (+1.15%)
大阪府	5.92% (+0.85%)
兵庫県	6.28% (+0.95%)
奈良県	6.53% (+0.94%)
和歌山県	4.35% (+0.81%)

都道府県名	利用率
鳥取県	9.70% (+1.67%)
島根県	8.72% (+1.77%)
岡山県	6.33% (+1.14%)
広島県	6.90% (+1.09%)
山口県	8.14% (+1.94%)
徳島県	4.84% (+1.03%)
香川県	7.32% (+1.14%)
愛媛県	4.40% (+0.80%)
高知県	5.51% (+0.93%)
福岡県	6.20% (+1.01%)
佐賀県	7.34% (+1.36%)
長崎県	6.93% (+1.12%)
熊本県	7.22% (+0.93%)
大分県	6.42% (+1.79%)
宮崎県	9.05% (+1.18%)
鹿児島県	10.84% (+1.27%)
沖縄県	3.28% (+0.49%)

※ 利用率 = マイナ保険証利用件数 ÷ オンライン資格確認利用件数  
(括弧内の値は令和6年3月の値からの変化量 (%ポイント))

## (2)本市の状況

### ①マイナンバーカード保有状況(令和6年4月末時点)

	人口(A) (R5.1.1時点)	保有枚数(B)	保有率 (B/A)
全国	125,416,877人	92,378,034枚	73.7%
長崎市	401,195人	298,312枚	74.4%

### ②マイナ保険証利用率(令和6年4月末時点)

#### ●国民健康保険

加入者数 (A)	マイナ保険証 登録数(B)	マイナ保険証 登録率(B/A)	マイナ保険証 利用率	全国平均 利用率	全国 平均比
82,791人	50,702人	61.24%	10.37%	7.10%	+3.27%

#### ●後期高齢者医療制度

加入者数 (A)	マイナ保険証 登録数(B)	マイナ保険証 登録率(B/A)	マイナ保険証 利用率	全国平均 利用率	全国 平均比
70,643人	37,275人	52.80%	5.18%	7.10%	-1.92%